

エルサス人として、共同なる誹謗及び怪訝を以て壓倒せられたりき。今や巴里城邊の新聞、越山派なる「六合」は、彼を慢罵し、其僅かに彼等の無智なる陰謀の奴隸及び無意識の器械と爲り、了らざりしを以て、妄りに「反間者」と叫びぬ。

此の如き反抗の追撃は、固より豪膽不屈なるエルサス人(即ち「シュツツ」の頭腦及び胸懷を苦めしと雖ども、之に比して更に困難なるは、全住民をして、百年來の偏見、好悪及び弊習より脱却せしむる事なりとす。現に千八百七十四年正月十日、帝國領地に於る第一次帝國議會議員の選舉の如き、實に此古經驗に新證據を與へしものなり。即ちエルサス自主派の一領袖、ストラスブルグ商業會議所員ベルグマン氏は、ストラスブルグに於て、自ら左の有道なる宣言を發し、候補者として、現はれしと雖ども無益に屬せり。

「獨裁權の施行中、奪ひ去られ居る我人民及び自由に關する憲法上、一切の保障を回復せん事を帝國に要求する事、帝國內閣に對して、行政

第一次帝國議會議員選舉とベルグマン氏の選舉宣言

代議士を帝國議會に出す

及び財政の獨立を得る事、此等を得る爲め、エルサス、ロートリンゲンか、他の獨逸聯邦と同しく、自治を許され、固有の憲法及び立法議會を保たん事、彼は、此選舉宣言中に、尙一步を進め、徒勞にも其目的を達せんには、此領地が獨逸聯邦としての各般の義務を負擔し、並に帝國議會の討議に參與すべきものなるを論せり。曰く、吾儕か之を欲すると否とに關せず、新帝國の運命は、又吾儕の運命なり、其他此領地の將來を危険にする事は、最も安全なる方便たる大國民間に始終發達せる思想の針路以外に立つべきものとす。

然れども、帝國領地に於ける選舉者の大多數は、這般有道の忠言に耳を傾けざりき。當地方に於る第一次の帝國議會選舉は、新國家人民と融合すべからざる反對者の勝利に歸せり、彼等の一人と雖ども、獨逸帝國議會に向て、帝國領地に於る自治の許可を主張せんと欲する者なし。寧ろ五人の自由的佛蘭西抗議派リムブルク、フランコ、エジモン、ストレルは、唯伯林に赴き、エルサス、ロートリンゲンの合併に對する抗議を試み、了て歸郷せんと欲する者のみ、又十人

の越山派も同様の抗議を爲し、且つ、帝國議會の討議に充分の意見を開陳せんを期せり。自由的佛蘭西派の代議士中、有名なるはラウト氏、及びトイツェ氏、下エルサスに於るヅンゲンの資産家にして、越山派中にはストラスブルグの僧正レス氏、メツンの僧正、ツェボン、デローヂ氏、法教師グエベル氏、シモニス氏、ウキントレル氏、ゾーニンリン氏、フヰリップ氏等あり、其他、尙三人の越山派俗人選出されたり。

千八百七十四年二月五日、帝國議會の開院式に際し、比西馬克は帝國領地選出の代議士に對して勅語を代讀し、歡迎の辭を重ねて、曰く、往昔の戰爭に由り、獨逸帝國より割讓せられ、フランクフルト條約に由り、回復せられたる古獨逸領地は、今日、始めて、吾人と相伍し、憲法的に代表せらるゝに至れりと。然れども、此等歡迎せられたる新同胞か、親しく、吾人と伍し、議院に現はれしは、尙十一日の後に在りき。既にして、二月十六日は來りぬ、彼等は、演劇的華麗を以て、嚴然、帝國議會に列したり。兩僧正を始めとして各僧の纏へる裝束は、此俗的議會に於て固有の異彩

選出代議士
帝國議會に
出席す

トイツェの
動議

を放つ能はず、檢事判事及び新教僧侶の長袍も、郡長、侍従の制服も、軒輊あるなし、……此の如く服装多様なるエルサス、ロートリンゲン人は、質素なる獨逸帝國議會に入來し、權利を楯にして、席を占むる極て横柄、倨傲坐ろに、其何か故に來りしかを察知せしむるものあり、プロフ、ザルコレス、ボンデンツ地方通信は、二月二十五日の紙上に報して曰く、彼等の帝國議會出席を遅延せしは、彼等か未だ一般の事情に通曉せざりしに由ると。然れども、今や、千八百七十四年二月十六日に至り、彼等は、總て此等を理解せし觀あり、是を以て、ツ下エルサスのヅンゲン選出代議士トイツェ氏は、未だ其議席を占むるの邊わらずして、帝國領地全代議士の連署せる動議、帝國議會は、意見を諮ばずしてフランクフルトの平和條約に由り、獨逸帝國に合併せられたるエルサス、ロートリンゲンの住民が、特に此の合併に對する意見を吐露する爲め、召集されん事を議決すべき事を提出せり。此動議は、二月十八日を以て討論に附せられしも、此に先ち、トイツェ氏及び其同志は、更に、帝國議會が獨逸語を解せざるエルサス、ロートリンゲンの諸代議士

に、佛蘭西語の使用を許さん事の主旨を含める新勅諭を出しぬ。是に於て議長フロックケンベック氏は、議會の事務規程に由り、滿場議員の異議なくんば、此新勅諭を認可すべしと宣言せり。ブラウン、ヅァル、スバーデン氏乃ち大聲「余は異議あり」と叫びしかば、代議士トイツュ氏は獨逸語を以て、流暢に、其勅諭を説明し、自家の國際的無學を曝露して餘す所なかりき。是曩にポルドーの議會(即ち佛國に於る國民議會)に於て、稱讚を博せし所以なりしも、今や帝國議會に於ては疾風怒雷徒らに一場の壯快を促せしのみ。彼フランクフルト條約を評して、力盡きたる敗者に加へし勝者の壓制條文と呼び、住民の同意なきエルサス、ロートリンゲン割譲は無効なりと論せり。然れども、彼僅に其演説を終りしや、ストラスブルグの僧正レス氏は、議會の演壇に進み、呼んで曰く、余及び余の信仰仲間に関する誤解を豫防せん爲め、余は今一言を費さざるを得ず、……エルサス、ロートリンゲンに於ける余の信徒は、決して兩強國間に締結せられたるフランクフルト條約を云々せんと欲する者に非ず、是れ余の夙に

僧正レス

抗議派と越山派

明言せんと希ひし所なりと。此の意見は、抗議派に對し、非常なる苦痛と驚駭とを與へしものにして、其の會て選舉場裡に彼等が、越山派の爲め、犬馬の勞を取りしに比すべくもあらず、況んや僧正レスは、トイツュの勅諭に連署せしものなるに於てをや。此の如くして二日の間、中央黨オエントルムの意向及びウサンドホルスト氏は、全く他様の決心を生じたり。二月二十五日、地方通信プロウセン、ケルン、コッペン、ゲンは冷かに、此間の消息を泄らしぬ。

「今や始めてエルサス、ロートリンゲンに於る佛蘭西黨は、選出せし越山派が、其位置を占むるに、政治的及び國民的立脚點よりせずして、却て絶對的に宗教上よりするのみならず、實に政治を放逐せんと欲する状態、及び脱俗の指示に由らんとするものなるを看破せしなるべし。彼等か、帝國議會に入來せし瞬間以來、彼等に對する中央黨の利益及び謀略は、其エルサスの佛蘭西黨に對する注意よりも、更に明快となれり。此の如くして、帝國領地の代議士か、帝國議會に演したる狂言は、不如意なる結果を以て終りたり。世人は此一致せる人民を以て、異様なる目

獨裁權に對
するグエル
ベルの動議

的に濫用せらるべき佛蘭西人及び越山派の獲物なりと思惟せしに、此等人民の領袖は、今や全く一致すべからざるに至り、トイツュ氏の動議も、僅かに二十三票の賛成ありしのみ。是を以て、抗議派は、直に伯林を去り、郷關に歸る。爾來、四年の久しき、帝國領地の大市は、帝國議會に於て代表者を有するなかりき。然れども、越山派は、依然伯林に留れり、是れ、中央黨カヅ・インドホルスト氏の賛成を表せる彼等(越山派)の動議を扶助せん事を申込めるに由れり。其動議の一は、代議士グエルベル氏ヅ・ンテレル氏及び其同志の提出せし所に於て、公安の危険なるに際し、帝國領に戒嚴令を布告し、並に軍隊を召集する如き總督の權利を廢止せん事を請求せり(エルサス、ロートリンゲンの行政處置に關する千八百七十一年十二月三十日の法令第十條)。グエルベル氏は、三月三日、帝國議會に於ける討議の際、此權利を評して、無限の獨裁權と呼び、帝國領地に於ける結社及び出版の自由は、其檢束の甚き、歐洲各地に比類なき所と曰へり。代議士ウ・ンテレル氏亦た、越山派に固有なる愁訴を試

比公の辯駁

み冒頭先つ所謂有徳なる僧侶ラツプの追放に就き、歎願する所ありたり。行政長官ヘルツォーグ氏、及び代議士ブットカーメル氏(フランクフルト選出代議士)か、此兩演説者の誇張附會を辯駁せし後、比公は、徐るに、立て左の演説を爲しぬ。

余は先つ兩演説者か、エルサスの苦情を此獨逸帝國議會に開陳し、佛蘭西國民議會に於てせられざらんを祝す。吾人は反對に、普佛戰爭に大敗せしと假定し、來因地方の一部若くは、尙信に近きは、白耳義の一部が佛蘭西に奪はれ、隨て心ならずも、彼に附加せし代議士カバリ議會に於て、討論する如き關係に陥りたりとして考察せん、必思半に過ぎん。即ち吾人は、今グエルセルシーニに於る第一次の最好なる佛國議會の新聞記事を朗讀すへし、是れ若し多數ならざるも、結局議長ブツフェ君か、其特得の果斷を以て、愁訴人の言論自由を、時として曖昧に附せしを證明するものなり。殊に前假定の場合を現出せんか、代議士諸君に對する言論自由の意義は、巴里市及び旅館に於て、愈不足

となり、佛蘭西警察權の全費用は、佛蘭西に反對なる感情を吐露せる論者を、非立法的不吉の言論より遠ざからしむるに支出せられしなるべし。然れども我帝國政府は充分鞏固にして有力なり、少くとも如何なる不吉の言論を弄せらるゝあるも、虚心坦懷を以て聞得すべく、否な、此批評か一致せられしものとして、歐洲全般に刊行せらるゝあるも、自ら又顧慮する所なし。エルサスの諸君たとい、一步を譲りて佛國の治下に在りし如くなきも、尙望み通り起居するを得ん爲め、吾人か三年間の久き適宜に處置するなかりしを訴へらる、是れ固より吾人と雖ども之を希ふ所、然れども、本來、吾人は、合併の目的を有せざりき、隨て又合併と共に、此等諸君か、今日擊する如く、我獨逸の處置に熱心なる同志となり、彼の領地に派遣せる新官吏の朋友となられ、彼等官吏に好意の批評を與へ、無我の信任を措かるゝは、實に望外の事と爲しぬ。吾人は欺かざるべし、吾人か疑もなく、現今之を有せずと雖ども、尙之を得るに汲々たる諸君の愛着を贏ち來るに至る迄は、

尙幾多困難なる戦争を経べしと爲せし事を、想ふに、合併後時日尙淺きに過く。諸君か、佛蘭西に二百年間、從屬せし如く、二百年間、獨逸國に從屬せらるゝに至らば、余は諸君と吾人とか和氣霽々の裡に並ひ存し、其樂を同ふするの概を呈すべきを疑はざるなり。

比西馬克又曰く、其他諸君(前文の如く帝國領地代議士を指すに知るべし)か脱し去らんと欲せらるゝ、戒嚴令は、獨逸國か新に之を布きしにわらずして、唯エルサス、ロートリンゲンに於て既に此か存在せしを見たるのみ。獨逸國は、之を和らけ、且つ責任文治の下に置きたり。翻て佛蘭西を見よ、今猶二十八縣(フランク)に布くに戒嚴令を以てするにわらずや、人口稠密隆盛を極るの縣、亦實に此種に屬せり。是を以て、諸君若し諸君の第一動議と共に、再び佛蘭西に歸するを認可するの願望を達せんか、諸君は、佛國の嚴酷なる戒嚴令下に沈むへし、余は斷言す、一旦波瀾澎湃たるに至らば、諸君は我國に於るよりも用捨なく、寧ろ不人情を以て、遇せられ、諸君の眼眸に入る所、フオグゼン(ロートリンゲン)と佛國の境に在

り山上の絶景にあらすして、却て佛蘭西の罪人移植地たるラムベッ
サ及びノイ、カレドニエンの暗惨たる天地なるべし」と。比西馬克尙
論歩を進めて、曰く「されは、余は、此規定の廢止を推舉し得るや否やに
就き、疑問に屬するものあらむと雖とも、最近の選舉、此地方を帝國よ
り解放するを不當の意見とせる一般議員の票決せし諸君連署の動
議、及び諸君か、如何に此等の現象を理解して、公然説明するやの手段
は、自ら此疑惑の諸點を、余より拂ひ去るべきなり。余は、諸君に告ぐ
余か茲に親しく諸君と相見ゆるに至りし以上は、從來運用せし此全
權を以て絶對的に余に委託され居る行政上の責任を盡すべし」と。
然れども、比西馬克は、最後に臨み、不平を泄らせり、曰く「諸君若し抗議
を欲せしならんには、諸君は、須らく戰端破裂の際にも、抗議すべきも
のなりしに非ずや、其他種々の場合に、之を試むべき機會多々ありし
なり。然れども、諸君か會て、鮮血流れ、戰端發かれんを慫慂せし人士
なるを想へば、余は、我國に向けたる彼の無名醜陋の攻撃に對し、共犯

動議の否決

及び責任の三千萬分の一を負擔せる諸君の各か、先づ自ら顧みて、其
胸を敲き、當時余は余の義務を盡せしやと自問すべきものなりと叫
ばざるを得ず」と。

是を以て、比西馬克は、帝國政府に對する完全鞏固なる信任投票とし
て、帝國議會の、全員か、此動議を排斥せん事を要求せり。此動議は、先づ
委員會に於て排斥せられしに由り、エルサスに於ても、將た外國(佛國)に
於ても、帝國議會か、事情を明白に解せざるなりとの感を抱きぬ。
憐むべし、グエルベル氏の動議は、僅に百三十八に對する百九十六票
を以て、遂に否決せられたり。此少數者は、エルサス、ロートリンゲン人、
中央黨、波蘭土派、社會民權黨、及び丁抹派のクリダル氏、ウエルフ派のエツ
ルド氏、民權黨のゾンチマン氏、並に遺憾にもロエツエ氏、エルハルド氏、バウ
ムガルテン氏、ローレンチエン氏、ローランド氏及びモリツ・ヅツダル氏を
除ける其他一切の、獨逸進歩黨代議士より成りぬ。外國か此票決に對
して如何に判斷せしやは、進歩黨たるもの、宜しく當時の巴里新聞(國民

議會ナショナルの記事に由て看取すへきなり、曰く「愛國心か、黨派的諸根性の上に超然たる問題に就き、フオン、比西馬克君は僅に五十八票の多數を占め得しのみ。這般の情態は、如今、獨逸人民の精神上に如何なる變遷の生せしやを極めて明白に吾儕に指示するものなり」と。

數週の後、グエルベル氏は、更に新勳議を出し、以て帝國の内外に於ける佛蘭西派及び越山派の煽動的新聞に對し、完全なる「自由」を強取せむ爲め、エルサス、ロートリンゲンに於ける出版法律の施行を請求せり。此勳議は千八百七十四年三月二十三日に至り、百二十九票に對する百七十四を以て否決せられ、之に附屬せる一勳議(即ち、一年に二回停止されし外國新聞の禁止を二年とせずして、唯六ヶ月の制限に改めん)との議は、僅に六票の同意を得しのみ。

エルサス・ロートリンゲンの住民は、此討議の狀況に徴し、帝國議會か實際的地盤上に基ける要求に其耳を傾るを拒まざるものと認定せしを以て、自らエルサス黨及び其有道なる實際的立案に對し、適當なる便

千八百七十四年の行政區會及郡會選舉

宜を與へしやの概あり。

既に千八百七十四年の行政區會選舉に際しても、彼等は、此地方の大多を部署し、各郡會及三行政區會の代表者も、全く其選出を結了しぬ。下エルサスに於ては、エルサス黨の領袖ユリウス・クライン氏其の議長と爲れり。八月十七日開會せし三行政區會は、平和に其議事を終へ、更に其議事以外に滿場同意せし決議、政府は可成迅速にエルサス地方議會を召集すべしとの議は、鞏固なる地方的愛國心の標證たるものにして、帝國政府亦速かに之を施行せんと欲せり。八月十九日、各行政區會か關與せし祝宴に際し、議員一同は、皇帝、行政區長、フオン、エルンスト、ハウゼン氏並に政府及び人民の和合を慶して、祝杯を舉げしに、獨逸官吏亦之に答禮を爲しぬ。

幾もなく政府は、千八百七十四年十月七日に於ける佛蘭西との條約に由り、帝國領地の僭正領域をも、管轄内に編入せしを以て、爾後、ナンジ―及びサン・ヂエの僭正は、獨逸の版圖上に、直接の職權を加ふる能はざ

佛國との條約

る事と爲れり、此條約は、同年十一月一日より實施せられぬ。法王は佛國政府の要請に由り、更にメツ、及びストラスブルグの僧正カベザンン大僧正の監督を脱し、其直轄に屬する事を承諾せり。

越山派なるエルサスの代議士、法教師ウンテレル氏が、千八百七十四年十二月十七日の帝國議會に於て、獨逸教育事業に對する無根至極の愁訴に由り、千八百七十三年に發布せられたる帝國領地の學校法律を廢止せんと欲せしも、直に日程より排斥せられたり。トライツケ氏は此勸議提出者に向ひ、次の如く公言せり。

「吾人は、實に新に占有せし獨逸地方の日耳曼化せん事を希望するものなり。吾人既に此希望を有す、隨て之を實行せんと欲す。獨逸國が帝國領地に施すべきものは、獨逸教育より急なるものなし、而して此事たる、獨逸教育政策に由て、最も迅速に其奏功を見るべきなり。而して、エルサス日報亦ヅンテレル氏勸議の否決せられしを祝するに左の言を以てせり。

ストラスブルグ市民信託公に呈す

「吾儕は、經驗上僧侶の過大なる勢力が國家の範圍上に到來するを知れり。佛蘭西の不幸は、實に此不利なる混同及び侵害の結果に出るもの多しと爲す。吾人は、我舊祖國を憐れ深淵に臨ましむる物情の再現を望むべきか、又望まざるを得ざるものか。否、何を然らむ。帝國領地の住民が比西馬克を信任せる事に就ては、既に千八百七十四年五月に於て首相親ら其驚くべき重要なる證據に接したり。即ち威望ある古ストラスブルグの市民商賈凡そ八十名は、當時公に呈するに謝辭を以て書き始めたる建白書を以てせり。

「生等はストラスブルグ選出代議士ラウトの舉動彼の如く、以て帝國議會に於る代表の任を全ふる能はざるを見、茲に生等直接に尊貴なる閣下の手に、生等利益の看取を信任するものなり。生等は生等の希望、及び困難を代表すべき不屈不撓の人は、獨り閣下あるのみなるを知るを以て、瞬刻と雖閣下に倚頼するの念を躊躇せしむる能はず。生等は滿腔の安心を以て、我大學の雄健なる發達を爲さん事

を期せり、我市亦隨て大學都市間に於ける往時の地位を復すべし。生等は生等に賦與せらるる幸福を遠慮なく承認するの義務あるなり。然れども文學講究の隆昌は、生等か生等の運命を掌握せらるる閣下に期する所の全局を充たすに足らず。生等は看破せり、ストラスブルグか、其政治兼地理上の新境遇を利用したらんには、其會て有せし如き重要な商業地、及び南獨逸一帶に於ける大市場たる盛況を呈せん事を。

比西馬克に對する這般の感激は、固より其因る所なきにあらず。千八百七十一年以來、古獨逸の帝國直轄都市に於ける驚くべき盛運は、實に當地に遊べる人士をして、前陳事情の赫々たる証左たるを看取せしむ。然れども帝國領地に於ける三行政區會か帝國領地に地方議會を認知すへしとの懲運に對しても、比公は之か實行を期せしかは、千八百七十四年十月二十九日に至りて、エルサス・ロートリンゲンに地方委員會コング्रेस、アウスケムを設るの勅令發布されたり。此地方委員は、行政區會員より成り、其

帝國領地に於ける地方委員會

十の一を選ぶものとす、他に三代理者あり、地方委員會員の故障あるに際して選舉に由て定めたる順序に由り召集せらる。地方委員會の開會は、公布せられず、場所及び時刻を指定するは、皇帝の權に屬せり。然れども此地方委員會に關し、左の如き條項ありたり。

「エルサス・ロートリンゲンに對する法律案は、帝國立法權が憲法上制定せざる這般の事務に就き、立法權の相應なる要素を決定するに先ち、包括的に地方事務目錄を審議に附すべし。又帝國首相は、一般重要な行政處分の全權を有するを以て、現行の立法、上地方委員會の意見を聽取すべしとの行政區會の討議若くは議決に屈從するの要なし。」

巴里新聞、殊に憲法コンスタテユンヨキは、此處分の意義を是認するに躊躇せざりき。然れども、越山派なる帝國領地代議士ウ・ンテレル氏及びシモニス氏は、千八百七十四年十一月三十日、帝國議會に於て、此地方委員會を有名無實なりとし、比西馬克か、此會に麩包を與へずして、石塊を以てせりと

痛罵せり。彼等更に訴へて曰く、新關繫の起りたるに由り、帝國領地住民の願望は等閑に附せられ、唯益々帝國の利益を計るに在るのみ、ストラスブルグ大學建設の如き亦然りと。比公は此等論者の妄を辯せん爲め、次の如く先づ注意を加へながら、其所見を述べたり。

「吾人共に多少異なる言語を用ひ、互に兩々了解し兼る事あり、是れ吾人同く獨逸語を話しながら、其信實正當なりとする語學上の原則區々なるに由るならむか……吾人の立脚點は、今一々枚擧すべからず、要は唯帝國の利益を増進するに在るのみ、而してエルサス人が日ならずして帝國の利益を見る、猶自己の利益の如くなるに至らんを望む。吾人は、一の善良なる戦争、即ち恰も皮膚に由て各自の身体を保護する如き防禦的戦争に於て、帝國の利益上、此領地を占有せり。我兵士はエルサス、ロートリンゲンの爲めに、其鮮血を流せしに非ず、實に獨逸帝國の爲め、其統一の爲め、又其境域保護の爲めにせしものなり。吾人が、其未だ必要あらざるに、先ち、茲に諸君(帝國領地の代議士と曰ふ)の出席を促

之が反對者
と比公の演
説

がせしは、亦是れ帝國の利益を慮りしに由る、決してエルサス、ロートリンゲンの利益を以ての故にあらざるなり。余は他の非常なる勸誘なくんは、此難事を斷行する能はざりしなる可し、吾人の膝に斯く抱き上げ、爲めに諸君か帝國憲法の恩光に浴するを得——是れ豈諸君の爲めならんや——吾人固より諸君なくとも生存するを得

然れども、唯帝國の利益上、人々か彼地に於ける諸事件の處分に活潑なる關與を爲し行かれん爲め、又今茲に陳述せられし如き批評、否實に聽くに堪へざる非難よりして、人々か吾人の行政の失點を看取せられん爲めなり、思ふに吾人確かに失策あるなるべし。

比西馬克は、此批評を以て「固より非常に有益なり」と謂へり。何となれば、余は新時代の施政は、大小となく、總て絶對的公明ならんを希ふを以てなり。公明なる生活の一隅たも暗黒なるべからず、唯前演説者か此等諸政に關して吾人を見るに用ひし遮眼燈ガンドーチヨチンの朦朧たる微光は、該施政を惡様に照らさしめしのみ。是れ猶此等諸政か全く照ら

し見られざるに比すれば、其優る万々、加ふるに、善美なる行政及び官
府を容易に欺騙する巧妙なる意見の罵詈は、幾多の損失を招くの効
用あり。是を以て吾人は茲に帝國の利益上に立つべし、諸君は、一部
地方の利益上に立ち、一部は巴里を想ふか爲め、地方に於ける過去の
利益上に立ち、又一部は羅馬に關するを以て、現在の利益上に立つも
のなり。」

比西馬克は更に進て、勅令即ち^{スロートリンゲン}地方委員會の規定に就き告ぐる所あ
りたり。彼れ、曰く余はエルサス、ロートリンゲンの帝國議會代議士
より前の如き動議及び意見を聴取せし前迄、エルサス、ロートリンゲ
ンに於て、其難事なるをも顧みず、急に憲法的並に議會的生活を施行
せん事の幾多熱血的意见を有したりき。然れども此等代議士の意
嚮を聴きし以後——余は——決して恐怖するに非るも——其多數、
否全体か、此等代議士即ちシモニス氏及びヅンテル氏の意見に默
從するエルサス、ロートリンゲン地方に一議會を設けんとするに對

して尙ほ顧慮逡巡するなき能はず。是れ佛蘭西及び羅馬の利害以
外に默契する如き議會の成立せんは、此議會と帝國政府とか連年の
争闘を経たる後なるべければなり。之に加ふるに、佛蘭西的意嚮の
過激なる挑發は、恐らく全歐洲に鼓吹せらるべく、隨て、エルサスの多
數か茲に其代議士の代表せる如き意見を有せるに由り、其議會の召
集も、現在見る如く、益歐洲の平和を増進するにあるものと見做す事
極めて難事なるべし。此故に今此手段即ち勅令を曰ふを擇びたり。
是れエルサス地方の獨逸帝國に對する從屬を慎み、以て該地方事務
を處理し行くの決心及び意見か未だ充分に現出せざる時に於ても、
猶望むを得べきものならむ。人々皆見るべし、地方委員會に於て、實
際エルサス兼獨逸的の方針を執るか、或は他様なる態度を爲し行く
ものなるかを。然れども、公は決して、誹謗論破あるに由て、全く我帝
國の友人たらざる此の如きエルサス人の意を迎へ、獨逸帝國の利益
を危険ならしむるを欲するものにあらざるなり。」

「エルサス日報」は、比西馬克の前演説を評して曰へり、是れ固より剛情なる演説なり、然れども人若し虚心にして之を想へば、吾人か健全なる政策に代ふるに、妄誕なる言論を弄せし事實に茲に至らしめしものと謂ふべきのみ。吾人は此剛情なる演説を汝越山派の罪に歸するものなりと。此故に、此等批難せられたる帝國領地の越山派代議士は、一度も、エルサス、ロートリンゲンに關する帝國議會の豫算委員會に選舉せらるゝを得ざりき。

第一回地方委員會は、千八百七十五年四月五日に於て、三行政區會より選舉せられ、同六月十七日に至り、始て召集せられたり。總督フオン・モエルレル氏か、此古帝國領地を新帝國の有力なる部分として、其會て博し得たる意義を回復するに協力せられたしと懇請せしや、年長者ロートリンゲン、選出の市長フルウレル氏は、此開設を感謝するの意を述べ、且つ之を國家の元首たる皇帝陛下に致したり、陛下は、各行政區代表者の衷情を嘉納せられ、優渥なる詔を賜はりぬ。フルウレル氏結末の

第一回地方委員會

領地自治上の大讓歩と法案

辭に曰く、吾人は、帝國か速に吾人を信するに至り、我地方の事務を日ならずして吾人の手に委ねられんを望むと。又票數クライシ氏と同一なりしも、年長を以て選定せられたる議長シュルムベルグ氏は、銳意其任に當れり。此の如くして、地方委員會は七月十七日に至り、議事を結了しぬ、議事の重なるものは、千八百七十六年度に於る領地豫算の審議なりき。尙其決議は、爾後更に帝國議會の討議に附すべきものなり。既に閉會せんとするに臨み、シュルムベルグ氏は、吾儕は、充分に審議を試み、其可なるものは、則ち承認を與へ、不可と信するものに向ては、批評を加へたりと述へしに、總督モエルレル氏は、却て謝するに、議會の老練と公平とは、領地及び政府の承認して疑はざる所なるを以てせり。如此き善良の成績は、獨逸帝國政府をして帝國領地の自治上、更に廣大なる讓歩を與へしめぬ。千八百七十六年五月十日、比西馬克は帝國議會の協賛なきも、地方委員會に可決せられなば、聯邦會議の承認を経、エルサス、ロートリンゲンに關する地方領地法律を發布するを得べ

千八百七十六年の地方
委員會

き法律案を聯邦會議に提出しぬ。是れ則ち實際上帝國議會の責任を輕め、地方委員會に與ふるに、一層の權限を以てせるものなり。是を以て、爾後政府と地方委員會との間に、意見を異にせし場合にのみ、エルサス・ロートリンゲンの地方立法權に對して帝國議會の同意を要する事となれり。加之、政府亦形勢の可なる時に際し、帝國議會の協賛を得るの餘地を得たり。地方委員會は六月一日を以て、聯邦會議より採用されたる此法律案を可決しぬ。特別委員會の意見として、クライン氏の報告せし所に據れば、此法律を稱して實に「地方(領地)自治の精神上に於ける一進歩なり」とせしと雖、尙左の如き句調を泄らせり。

然れども、此新奮發は此地方が平素絶對的に翹望せる目的を去る尙遠し、……此故に特別委員は、次の建議に由り、以て此地方の希望を正當に吐露すへきなり。——帝國領地は立法上の重心點を、其首都なるストラスブルグに置き、伯林に置かざるべき一定の權利を具備する地方代議体を有すべく、又此伸長せる權利は、此地方の信任

同年の行政
區會

千八百七十七年の地方
委員會

極めて深き當時の總督フォン・モエルレルに許可せられ、以て當地方に於ける事務の最大部分が「此地及び此民」と直接に協議し行くべきなり。

又、八月二十一日に召集せられたる帝國領地の行政區會は、實に前陳の趣意に由て、實行せられたり。ストラスブルグの行政區會は、クライン氏を選んで議長とせり、氏は、其任に就くや所懐を述べて曰く、行政區會員と政府との間に既に成立せる喜ばしき和合は、此地方(領地)の幸福上、後來益々持續せらるべしと。政府と當千八百七十七年に於ける地方委員會との協同も亦前者に異らず。即ち千八百七十七年三月三日議長シユルムベルグ氏は、第一回選舉期限の終末に臨み、希望を陳して曰へり、後任者も依然實着なる舉動の道途上に留るべく、又決して帝國領地に於ける利益の實際的局面を離れたる一般高遠の問題を穿鑿するなかるべしと。而して嘗て僧侶的ボナパルテ黨(那翁)たりし副議長ツォルン・フオン・ブラハ氏と雖も、亦其閉會演說に於て、前希望に類

似の意見を吐けり、是れ當時既に、夢寢も忘るゝ能はざる吾人の目的なる帝國領地の事實的^{ツトク}地方議會に由て、組織を完美ならしむるの希望成就するの日あるべきを以てなり、氏尙謂へり、諸君は相共に熱中せし制度を全占したる我領地を見るなるべしと。

法案帝國議會を通過す

千八百七十六年地方委員會に採用されし法律案は、前目的に近接したるものにして、千八百七十七年に至り、始て帝國議會の討議に附せられたり。エルサスの越山派及び抗議派は、此目的を不可なりとし、三月二十日を以て大に議會場裡に争ふ所ありしも、議員の大多數は同二十三日に至り、ヘネル氏の追加と共に之を採用せり、此追加の謂ふ所帝國立法上、帝國領地に發布されたる法律は、獨り帝國立法上の方便に由り、之を廢止若しくは變更すべく、又領地財政の支拂決算は、地方委員會の同意を経べしとするに在り。

千八百七十七年議會の選舉

千八百七十七年正月十日の帝國議會選舉は、エルサス、ロートリンゲンにては、彼の千八百七十四年に見し所と赴を異にし、實際慶すへき現

去就選舉者の歸化に關する告示

象を呈せり。又エルサス黨の勢力も著しく帝國議會選舉權所有者の間に及びしを以て、下エルサスの五選舉區の如き、全く此黨の占る所となり、獨りロートリンゲンの選舉區及び上エルサスのみ、依然抗議派及び越山派に屬せり。

千八百七十七年三月十五日に發布せし首相の論達は、更に帝國領地の活潑なる希望を膨脹せしめたり。即ち此論達は、佛蘭西軍隊に従屬せし者にして、既に佛蘭西に對する兵役義務の放免を我に證明し、エルサス、ロートリンゲンに歸來せる者に向ひ、帝國領の國籍に編入するを許可するに在りき。されは徵兵適齡中の常備兵は、尙獨逸の兵役義務を盡すへきなり。若し此歸來の人士にして、其特別なる箇人及び家族の干繫上獨逸歸化を希ふに見へ之を許可するも別に故障なからむには其兵役義務をも免せらるべきなり。

然れども帝國領地、殊に下エルサス住民の意嚮變化せし事は、最喜ふへき現象として、深く貴顯の認知する所となり、現にウヰルヘルム皇帝

千八百七十六年
に於ける
皇帝の巡幸

か千八百七十六年及び千八百七十七年に於ける帝國領地の巡幸の如き其好適例たるものとす。千八百七十六年九月二十五日、皇帝がウァイセンブルグ附近の騎兵演習に臨まれしや、エルサス殊に村落住民の歡迎に接せられ、其懇篤真摯なる、洵に望外に出でたり。翌千八百七十七年五月一日乃至九日の間、皇帝が皇太子及びホルトケを伴ひ、帝國領の大部、就中首都ストラスブルグ並にメッツに向はれし際も、其軍務上の巡狩なりと稱せられしに關せず、住民の老英主に注ける敬愛感激の情緒は、車駕の到る處、殊に村落に於て、端なく祝祭の典、凱旋の式を現出するに至れり。メッツ殊にストラスブルグに於ても、歡迎の至情豫想の上に出て、居民皆車駕の通路に厩集して、送迎歡呼花卉の捧呈に維れ力め、大に慈仁なる聖慮を慰めたり。

前陳の狀況は獨逸の施政六年間に麻ち得し所なりとす、此地方住民の古獨逸的性質は、既に他國の金洋を脱し去る多し、今後尙數年を假さんか、帝國は當に此帝國領に許すに、事實上、一聯邦の資格を以てするに至るべし。

一聯邦

本書記する所限りあるに由り、茲に陳べし年代間に於ける此一聯邦

の發達及び立法に就ては、其帝國の發達及び立法に關せざる限り、之を詳述する能はず。此一邦の政府及び住民と帝國との協同に就ては、既に人文戰爭、獨逸兵力の擴張、獨逸法律畫一、及び經濟政策、外交政策の偉大なる統一的効果等を論述せし際に記せり。又此邦に於ける政黨の紛争並に立法的行動は、從來の狀態、及び本書所載の時限後に於ける關係を知るなくして詳記するを得ざるに由り、今敢て説かず、是を以て千八百七十一年乃至九十年間の帝國歴史叙述に要する餘地を省略するを得べし。然れども千八百七十一年以後なる吾一聯邦の内治及び其發達を通覽するに當り、効果として茲に斷言すべき一事あり、即ち年を逐ふて此一邦と統一せる大獨逸國民及祖國と、並に此邦に於ける政廳と住民と愈親和協力の風に向ひ行く事、及び新來の獨逸帝國に恨を抱くものをして、古獨逸分裂の呪詛は、全獨逸中、最苦戦力争せし大善徳(皇

第十五章 帝國領地エルクスローテンゲン(自千八百七十二年至七十八年)一聯邦國
八百二十
帝及び帝國)に由り始めて驅除解放せられしものなりと認定せしむる
事とす。

比西馬獨逸帝國史第一篇終

明治三十一年十月廿四日印刷
明治三十一年十月廿七日發行

(獨逸帝國史上卷附)
定價金壹圓參拾錢

文學士隈本繁吉
文學士雨谷羔大郎
文學士白石眞

發行者 東京市神田區裏神保町九番地
會社富山房

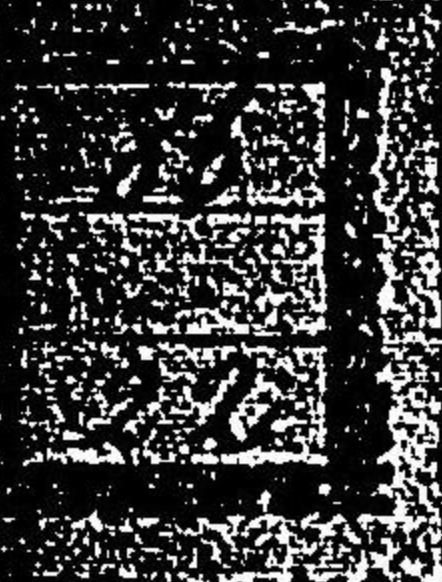
代表者 合資會社富山房社長
坂本嘉治馬

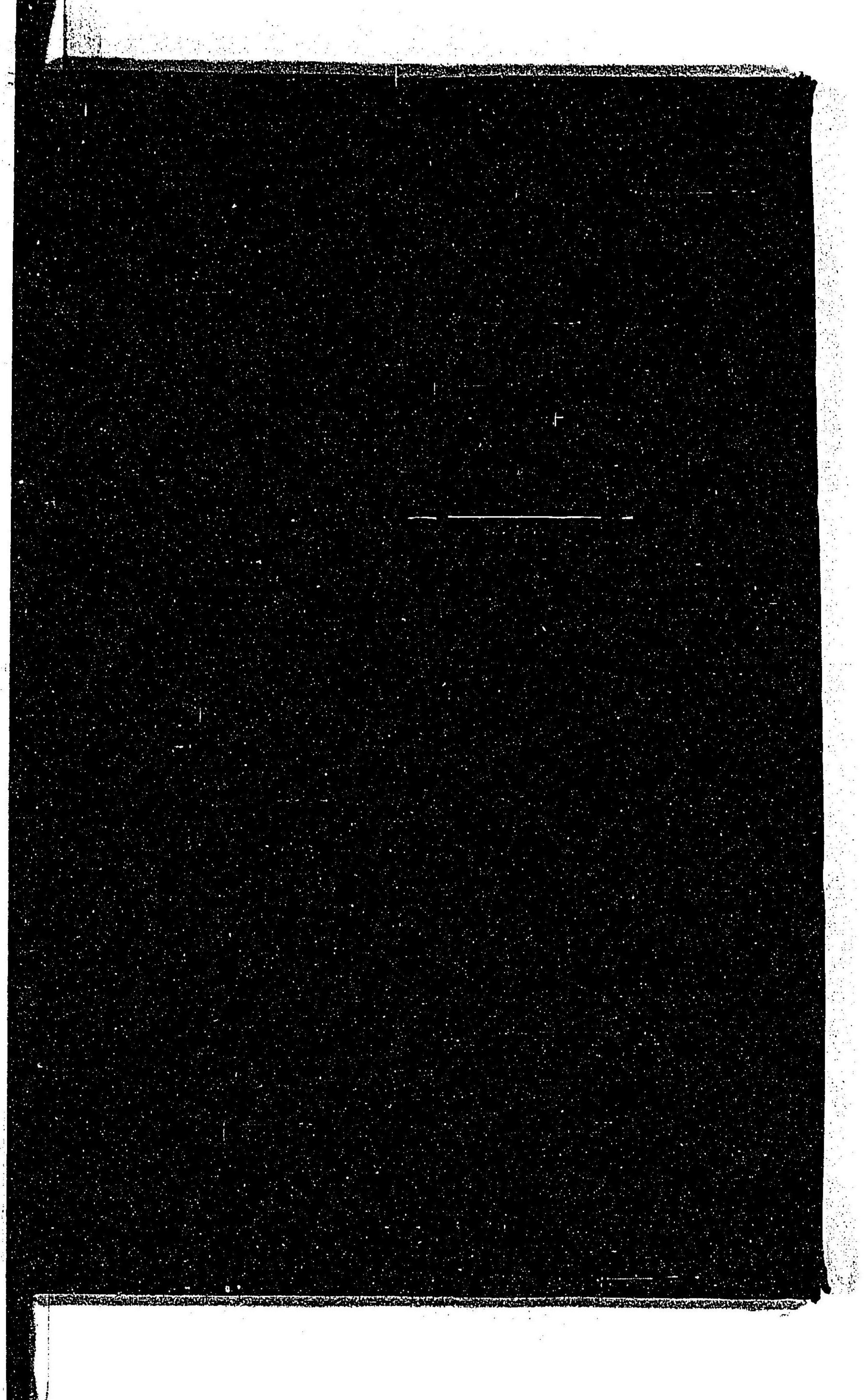
印刷者 仁科衛
印刷所 同所
厚信舍

發兌元 會社富山房
(電話本局二〇三六)



東京市神田區裏神保町九番地





003730-001-9

86-22

独逸帝国史

ハンス・ブルム/著

上

M31

ACD-0400



